

鳥海山・飛島ジオパークサポーター制度要綱

(名称)

第1条 本制度の名称および、本制度によって認定される者の名称を「鳥海山・飛島ジオパークサポーター」とする(以下、「サポーター」という)。

(目的)

第2条 本制度は、サポーター自身のジオパークに対する理解を深めるとともに、サポーターの活動を通してボトムアップ型のジオパーク活動を推進し、地域社会の持続可能な開発と地域および地球全体の保護・保全ならびに、地域の経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

(対象)

第3条 サポーターは、次の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 鳥海山・飛島ジオパーク(以下、「当ジオパーク」という)の活動に興味・関心を持つ個人、または事業者・団体であること。
- (2) 本制度の趣旨に賛同出来ること。
- (3) ジオパークおよびユネスコの理念に反する活動や事業、または反社会的活動をおこなっていないこと。

(主な活動)

第4条 サポーターは、第2条に掲げた目的の達成に向け、以下の活動をおこなう。

- (1) クチコミやSNS等を通した情報の発信。
- (2) ジオパークに関するイベントへの積極的な参加。
- (3) 当ジオパーク認定商品等の紹介や購入を通じた地域経済への貢献。
- (4) その他、第2条に関連した活動。

(登録および変更、辞退)

第5条 サポーターの登録および終了については、次のとおりとする。

- (1) サポーターへの登録を希望する者は、所定の申請様式に基づいて登録申請をおこなうこととする。
[様式 登録申請書(別紙1)]
- (2) 既にサポーターである者が、その登録情報を変更したい場合は所定の申請様式に基づいて登録情報の変更をおこなうこととする。
[様式 登録情報変更申請書(別紙2)]
- (3) 既にサポーターである者が、その登録を終了したい場合は所定の申請様式に基づいて登録辞退申請をおこなうこととする。
[様式 登録辞退申請書(別紙3)]

(活動期間)

第6条 サポーターに係る期間は、次のとおりとする。

- (1) 開始期日 登録申請の承認があった日を開始日とする。
- (2) 活動期間 開始日の属する年度間とし、特に本人より申し出がない場合は自動更新とする。

- (3) 活動期間終了 登録辞退申請の受理をもって活動期間終了とする。ただし、事務局の決定等により本制度が終了した場合はその期日をもって活動期間終了とする。

(登録費および会費)

第7条 サポーターに係る登録費ならびに会費は無料とする。

(特典)

第8条 サポーターには次の特典を与える。

- (1) サポーターの活動について、(一社)鳥海山・飛島ジオパーク推進協議会(以下、「当協議会」という)ホームページ等で紹介する。
- (2) サポーターの要望に応じた、当協議会およびジオパーク関連団体が発行する印刷物等を提供する。
- (3) 当協議会が主催する講演会、研修会、イベント等を案内する。
- (4) 日本ジオパークネットワークが主催する、一般参加可能な講演会や研修会、イベント等を案内する。
- (5) サポーター認定グッズ(認定証とステッカー／個人)、サポーター認定プレート(事業者・団体)を進呈する。

(登録の抹消)

第9条 当協議会の権限により登録の抹消について、次のように定める。

- (1) サポーターについて、ジオパークの趣旨に反する行為が認められた場合、是正を求め、これに応じない場合。
- (2) サポーターについて、特定の政治、思想、宗教等に勧誘する行為や暴力的行為、そのほか反社会的行為が認められた場合。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、不測の状況が発生した場合は、当協議会で検討の上、要綱を追加、サポーターに通達することが出来る。

附則

この要綱は令和7年11月1日から施行する。